

【中国】日本政府の釣魚島等購入に対する 全人代外事委員会及び外交部の声明

海外立法情報調査室・宮尾 恵美

* 2012年9月10日に日本政府が尖閣諸島の釣魚島、北小島、南小島の3島の購入を決定した
ことに対し、全国人民代表大会外事委員会、外交部等がそれぞれ声明を発表した。

日本政府の釣魚島等3島の購入決定について、2012年9月10日に中国外交部が、9月11日に全国人民代表大会外事委員会及び全国政治協商会議（民主党派、団体等から構成される統一戦線組織）外事委員会が声明を発表した。そのほか、中日友好協会や中華全国商工業連合会等の団体も声明を発表している。次に、全国人民代表大会外事委員会と外交部の声明を訳出する。

全国人民代表大会外事委員会声明

2012年9月10日、日本政府は中国の強い反対を顧みず、釣魚島（尖閣諸島の釣魚島の中国側呼称）及びそれに附属する一部の島を“購入”すると発表した。これは、日本が公然と中国の領土主権を侵し、中国人民の感情を傷つけ、中日関係を損なう重大な事態である。中国全国人民代表大会外事委員会は、これに対し強い憤りを表明し、厳しく非難するものである。

釣魚島及びそれに附属する島嶼は古来中国の固有の領土であり、中国人が最も早く発見し、命名し及び利用したものであり、中国はこれに対して、反論の余地のない歴史的、法的根拠を有している。日本の、釣魚島及びそれに附属する島嶼に対する一方的な行動は完全に不法であり、国際法の効力を有さず、中国のこれらの島嶼に対する領土主権をいささかも揺るがすものではない。

日本は、甲午戦争（日清戦争の中国側呼称）末期に、恥ずべき不法な手段によって釣魚島及びそれに附属する島嶼を盗み取った。第2次世界大戦の終結後、中国は、《カイロ宣言》及び《ポツダム宣言》に基づき、日本に侵略占拠された領土を取り戻し、釣魚島及びそれに附属する島嶼は、国際法上中国に返還された。その後、日米両国はほしいままに釣魚島の行政管轄権を秘かに授受したものであり、中国はこれに断固として反対し、認めていない。日本が釣魚島は日本の“固有の領土”であると言明しているのは、歴史の事実を顧みないばかりでなく、世界の反ファシズム戦争の勝利の成果及び戦後の国際秩序に公然と挑戦するものであり、全ての中国人民はこれを決して認めない。

日本は、世界の大勢をはっきり認識しなければならない。現在の世界は列強が権力を握る、弱肉強食の世界ではない。現在の中国は、かつての貧しく弱く、侵略されるに甘んじていた中国ではない。中国政府が必要な措置をとり、国家の領土主権を守り、

歴史の事実と正義を守るのは当然のことである。中国人民は、釣魚島及びそれに附属する島嶼に対する日本の不法な侵略占拠を決して受け入れることはなく、日本の釣魚島に対する立場を強化することを目的とするいかなる企ても、その目的を達することはできない。我々は、日本が現在の事態の危険性を十分認識し、釣魚島の問題において踏みとどまり、根本から改め、過ちを繰り返さないよう強く促すものである。さもなければ、日本は自業自得となるであろう。

外交部声明

2012年9月10日、日本政府は中国側の再三にわたる厳正な申入れを顧みず、釣魚島及びそれに附属する南小島及び北小島を“購入”し、いわゆる“国有化”を実施すると発表した。これは、中国の領土主権に対する重大な侵害であり、13億の中国人民の感情を著しく傷つけるものであり、歴史の事実と国際法理を踏みじめるものである。中国政府及び人民は、これに対し断固として反対し、強く抗議する。

釣魚島及びそれに附属する島嶼は、古来中国の神聖な領土であり、歴史的根拠も法的根拠も有している。釣魚島等の島嶼は中国人が最も早く発見し、命名し及び利用し、中国の漁民はこれまで、これらの島嶼及びその付近の海域で生産活動に従事してきた。早くも明代には、釣魚島等の島嶼は中国の海上防衛の管轄の範囲に入れられており、中国の台湾の附属島嶼である。釣魚島は従来“無主地”などではなく、中国こそ釣魚島等の島嶼の争う余地のない主人である。

1895年、日本は甲午戦争の末期に、清朝政府の敗戦が決定的となった機に乗じて、釣魚島及びそれに附属する島嶼を不法に盗み取った。その後、日本は清朝政府に不平等な馬関条約（下関条約の中国側呼称）の調印を迫り、“台湾全島及び附属するすべての島嶼”を割譲させた。第2次世界大戦終結後、《カイロ宣言》及び《ポツダム宣言》に基づき、中国は日本が侵略占拠していた台湾、澎湖列島等の領土を取り戻しており、釣魚島及びそれに附属する島嶼は、国際法上すでに中国に帰属している。歴史は、覆すことはできない。釣魚島問題における日本の立場は、世界の反ファシズム戦争の勝利の成果を公然と否定するものであり、戦後の国際秩序に対する重大な挑戦である。

1951年、日本はアメリカ等の国と“サンフランシスコ条約”を一方向的に調印し、琉球諸島（現在の沖縄（原注））の管理をアメリカに移譲した。1953年、琉球列島米国民政府はその管轄範囲を勝手に拡大して、中国領土である釣魚島及びそれに附属する島嶼をその範囲に入れた。1971年、日米両国は“沖縄返還協定”において、またも釣魚島等の島嶼を勝手に“返還区域”に組み入れた。中国政府は、日米のこのような中国の領土を勝手に授受するやり方に対し、当初から決然と反対し、認めていない。日本政府が釣魚島は日本の固有の領土であり、日中間には解決すべき領土紛争は存在しないというのは、歴史の事実と法理を顧みないものであり、全く成り立たない。

1972年の中日国交正常化及び1978年の平和友好条約締結の折衝において、両国の先輩指導者は大局に目を向け、“釣魚島問題は棚上げし、今後の解決を待つこと”について重要な理解と共通認識に達した。中日国交正常化の扉はこれによって開かれ、中日関係は40年間大きな発展を遂げ、東アジア地域に40年の間安定と安寧をもたらした。日本当局が両国の当時の共通認識を否定し、一切を帳消しにするのならば、釣魚島の情勢はどうやって安定を保つことができるだろうか？ 中日関係は今後どうやって順調に発展させることができるだろうか？ 日本はどうやって隣国や人々の信頼を得ることができるだろうか？

近年、日本政府は釣魚島問題において、絶えずトラブルを起こし、特に今年になってからは、右翼勢力が“島の購入”騒動を起こすのを容認し、自ら前面に出て島の購入に道を拓いた。人々が、日本の釣魚島問題での行動は決して偶然ではなく、これらの行動に表れている政治傾向は警戒すべきものであると考えるのには理由がある。日本はどこに向かおうとしているのか、日本の今後の進路は人々を安心させるものであるのか、を我々は問わずにはいられない。

中国政府は終始中日関係の発展を重視している。中日両国と両国人民は友好的につき合うべきで敵対してはならない。中日の戦略的互惠関係を推進することは、両国と両国人民の根本的利益に合致しており、この地域の平和、安定及び発展の大局を守ることに資するものである。しかし、中日関係の健全で安定的な発展には、日本と中国が向き合って進み、共に努力することが必要である。日本政府の“島の購入”行為は、中日関係の大局を守ることに逆行するものである。

日本政府のいわゆる“島の購入”は不法であり、無効であり、日本が中国の領土を侵略占領した歴史的事実をいささかも変えることはできず、釣魚島及びそれに附属する島嶼に対する中国の領土主権をいささかも変えることはできないことを、中国政府は厳正に声明する。中華民族が侮辱に甘んじた時代は既に過ぎ去った。中国政府は領土主権が侵害されるのを座視することはない。中国は、日本が直ちに中国の領土主権を損なうすべての行為を停止し、双方が達した共通認識と理解に正真正銘立ち戻り、交渉による紛争解決の道に戻ることを強く促す。もしも日本が独断専行するならば、これによりもたらされるすべての重大な結果は日本側が負わなければならない。

参考文献（インターネット情報は2012年9月21日現在である。）

- ・「全国人大外事委员会声明」中国人大网，2012.9.12.
<http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/syxw/2012-09/12/content_1736950.htm>
- ・「中华人民共和国外交部声明」中华人民共和国外交部，2012.9.10.
<<http://www.fmprc.gov.cn/chn/gxh/tyb/zyxw/t967820.htm>>